平成２７年度　総合教育会議（議事録）

１．開催日時　平成２７年６月１日（月）
　　開　会　１３時３０分
　　閉　会　１５時１０分

２．開催場所　市役所水口庁舎　３階　第４委員会室

３．議題　（１）甲賀市総合教育会議設置要綱について
　　（２）教育に関する大綱の策定について

４．出席委員　中嶋市長、山田委員長、小川委員、藤田委員、今井委員、山本教育長

５．出席事務局員　総合政策部長、総合政策部次長、政策推進課長、同係長
　　教育部長、教育次長（管理担当）、教育次長（指導担当）、教育総務課長、
　　同課長補佐

６．傍聴者　なし

７．議事の内容　別紙のとおり

○事務局　　ただいまから、平成２７年度第１回甲賀市総合教育会議を開催いたします。
先ず始めに、甲賀市市民憲章の唱和をお願いいたします。

【全員起立し市民憲章唱和】

ありがとうございました。
開会にあたりまして、市長がご挨拶を申し上げます。

○中嶋市長　皆さんこんにちは。日頃より大変お世話になっておりますことを改めてお礼申し上げます。昨今の新聞を見ておりますと、火山噴火が起こったり、あるいは関東で地震が起こったりしておりますが、やはり生命の安全・安心を実感していかなければならない思いであります。

昨日も、今年で５年目となる子ども未来会議が動き出しました。２１名の子ども議員が新たに誕生し、これからの甲賀市を考える実体験に入っていただきました。また、１月初めに開催するこども未来会議議会において、色々な提案をしてくれるものと大いに期待をいたしております。

さて、市の未来を築くためには、子どもたちが真っ直ぐに、素直に育ってくれる環境作りが大切でございます。本市におきましても、将来、子どもをしっかりした大人に育てるため、教師が教える教育、友達と共に教えあう教育、周りが育てる教育が必要であるいう思いを抱いております。

５月２８日に市議会の本会議を開催していただきました。その所信表明の中におきましても、時代の変化に対応できるよう、教職員の資質の向上にも触れさせていただいたところでございます。なぜならば、やはり大人が子どもに手本を示す、また先生方が子どもに手本を示すことが、子どもの成長の一番の早道であるという思いがあるからでございます。

今回の約６０年ぶりの教育委員会制度の改正は、教育長の権限強化とともに、市長が教育に対して関与を深めるというものでございまして、教育の更なる充実に向け、教育委員会と市長部局が連携を強化すべきものと考えております。教育委員会制度の趣旨であります教育は政治的に中立でなければならないと言う意味からいたしましても、今までと同様に教育委員会制度を尊重していかなければならないと考えております。市長部局も教育委員会も、目指すべきところは、子どもたちが心身ともに健やかに成長してくれることであり、お互いの連携強化が、将来に向け実行性あるものになることを期待しているところでございます。総合教育会議と言う新たな枠組みの中で、教育委員会と市長部局が連携を強化し、子どもたちのために議論を交わすことで、よりよき教育の方向性を見出せるものと期待をいたしております。

本日は、教育に関する大綱の策定につきまして協議させていただきますので、よろしくお願い申し上げますとともに、普段から教育委員会委員として、市内の子どもたちのために、ご尽力いただいておりますことをあわせて衷心よりお礼申し上げます。

○事務局　　ありがとうございました。それでは本日の資料を確認させていただきます。次第、名簿、資料１、資料２でございます。足らない場合は、事務局にお申し出ください。

それでは、これより本日の議題に入ります。甲賀市総合教育会議設置要綱第４条第１項によりまして、議長は市長が行うこととなっておりますので、進行をお願いいたします。

○中嶋議長　それでは規定により、私が議長として進めさせていただきたいと思います。
ただいまから議題に移らせていただきます。一番目の、甲賀市総合教育会議設置要綱につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　　それでは、甲賀市総合教育会議設置要綱について、説明させていただきます。

まず、制定の理由でありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されまして、第１条の４において地方公共団体の長は総合教育会議を設けることとなりました。このことから、甲賀市総合教育会議設置要綱を制定したものであります。

要綱の概要につきまして、資料１を基に説明させていただきます。

第１条は、設置について規定しております。

第２条の所掌事務では、以下３点についての協議調整を行うこととしております。１点目は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関することであります。次の議題であります教育に関する大綱の策定でございます。２点目は、教育を行うための諸条件の整備その他地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関しての協議でございます。３点目は、児童、生徒等の生命又は身体に被害が生じる又は被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合についてでございます。

第３条の組織でありますが、総合教育会議は、市長及び教育委員会５名の皆様の計６名で構成いたします。

第４条は会議の招集についてであります。総合教育会議は、市長が招集し、総合教育会議の議長となります。第２項は、教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると考える場合には、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができることを定めております。

第５条は調整結果の尊重について規定しております。市長及び教育委員会は、総合教育会議における事務の調整の結果を尊重しなければならないこととしております。

第６条は意見聴取について規定しております。総合教育会議は、第２条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、協議すべき事項に関して意見を聴くことができます。

第７条は会議の公開について規定しています。総合教育会議は、公開といたします。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は総合教育会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開といたします。個人名等が出る場合は非公開とするものです。

第８条は議事録について規定しております。市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表するものとします。ただし、前条ただし書の規定により総合教育会議を非公開としたときは、公表しないものとします。

第９条は庶務でございます。総合教育会議の庶務は、総合政策部政策推進課において行います。ただし、総合教育会議に関する事務を教育委員会事務局に補助させることができます。

第１０条のその他では、この告示に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議において定めることとしております。

以上が総合教育会議設置要綱についての説明でございます。よろしくお願い致します。

○中嶋議長　ただいま、事務局から説明しました会議設置要綱案につきまして、ご質問等はございませんか。

○山本教育長　１件だけ確認をさせていただきたいと思いますが、第７条の公開、非公開について、第２条の特に第３号に関わって非公開にする場合が出てくると思います。その時の手続きですが、この場で非公開という決定をして非公開にするのか、その辺り細部にわたって取り決めがあるのかどうかお聞きします。

○事務局　　開会と同時に公開か非公開かをお諮りします。案件の内容によって公開と非公開とに分けることが考えられます。非公開の案決については、報道等には退席いただくこととなります。

○山本教育長　教育委員会の場合は、委員が非公開の提案をし、すぐに採決して決定していますが、準じることとなるのですか。

○山田委員長　議長が諮り、その場で採決しています。

○中嶋議長　非公開とした場合、委員の書類等の持ち出しはどのようにしているのですか。

○事務局　　教育委員会では、議論はしていただきますが、書類は持ち出し禁止としています。

○中嶋議長　他にございませんか。

○山田委員長　第８条の議事録は市長が作るのですか。

○事務局　　実務は補助職員が作成することとなります。

○中嶋議長　よろしいですか。他にご意見等ございませんか。他に意見もないようですので、本要綱に基づき運営させていただきます。次に、教育に関する大綱の策定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局　　それでは資料２をご覧ください。本市では、教育振興基本計画が定められていますので、それに基づき作成しております。先ず、１ページの目次をご覧いただきますと、１つ目に教育方針、２つ目に教育目標、３つ目に教育施策の柱という、３つの章により構成しております。順に説明をいたします。

２ページでございます。教育方針では、「たくましい心身と郷土への誇りをもつ人を育てる」でございます。これは、甲賀市総合計画の基本構想の中に、まちづくりの目標５として教育分野の目標があります。その目標を引用しております。朗読させていただきます。

【２ページを朗読】

以上が、教育方針でございます。

続きまして３ページに入らせていただきます。２つ目の教育目標でございます。ここでは、目標を３つ掲げております。

【３ページを朗読】

以上、３点が教育目標でございます。４ページに入らせていただきます。教育施策の柱でございます。こちらにつきましては、６つの構成としております。

【４・５ページを朗読】

教育施策の柱として、家庭教育から道徳教育までの６つの施策を掲げさせていただきました。以上、大綱についての説明とさせていただきます。

○中嶋議長　一通りの説明が終わりました。教育方針・目標・施策の柱の構成になっておりますが、抽象的な言葉が並んでいるとの思いもいたしますけれども、各委員さんのご意見を賜りたいと思います。

私からでもよろしいですか。教育方針の中で、地域社会では、子どもたちをめぐる痛ましい問題が深刻化しておりますとあるが、何を指しているのか。地域社会とはどこを指しているのですか。

○事務局　　地域社会とすれば甲賀市でとなりますが、全国的に痛ましい事案が発生している状況を

指しています。誤解があってはいけませんので、「地域」を削除させていただきます。

○山本教育長　教育目標の３の表現の仕方ですが、「世界を見据えた」はどこにかかるのですか。地域の資源や人を活かす中で、世界を見据えた人材を育むという趣旨かと思いますがどうですか。

○中嶋議長　人、モノが世界遺産に匹敵する資源とありますが、その表現でいいでしょうか。

○事務局　　「世界を見据えた」の部分については、削除させていただきたいと思います。

○山本教育長　魅力ある地域の人、モノを活かし世界を見据えた人材を育むとすればどうですか。

○中嶋議長　　要は世界に通用する資源や人を育てるということを言っているのではないのですか。

○山本教育長　説明文の上の３行は人材育成を言っていて、下４行は、地域には世界に通用する人やモノがあるのでそれを活かして人材育成すると言っています。両方大事な視点でありますが、教育大綱なので、人材育成の観点で定めた方がよいと思います。

○事務局　　育成の部分で、教育長のご意見を聞き、文言整理をさせていただきたいと思います。

○中嶋議長　具体的にモノとは何でしょうか。地域資源を一括りにして表現しているのですか。

○事務局　　人は育成、資産は活かすで文章を整理させていただきます。

○中嶋議長　教育目標にウエイトを置いた整理をお願いします。他にございませんか。

○山田委員長　教育目標の中に、法改正の目的に沿った部分を入れる必要があるのですか。

○事務局　　法改正の下に大綱があるので、「法改正の目的に沿った教育委員会制度改革に取り組み、」の文言を削除します。

○中嶋議長　他ございませんか。

○藤田委員　教育目標の３ですが、世界を見据えた人材を育てると言うことはとても大事なことですし、甲賀市に愛着を感じて住み続けて郷土を見つめ直すというのも大事と思うのですが、そのような思いはどこかに入っているのですか。

○事務局　　現在、人口減少問題に取組んでおり、大切な思いとして目標３に盛り込ませていただきたいと思います。

○中嶋議長　柱の部分に移らせていただきます。何かご意見ございませんか。

○山田委員長　学校教育の部分で、中学３年生とありますが、意味は何ですか。

○事務局　　再編にかかった９年間を捉えて、１５歳までを中３生と表現しています。義務教育の９年間を通してを前段に加えると理解して頂き易いと思いますので、修正させていただきます。

○山本教育長　「社会に挑む夢と力を蓄えた中３生」をかぎカッコで囲んでいただいて、育むの次に点を入れ、「配置と」の次の点を削除いただくとよいかと思います。

○中嶋議長　他にございませんか。

○小川委員　６番目に道徳教育を入れておられますが、学校教育にも含まれていると思いますが、敢えて分けられた意図は何ですか。

○事務局　　道徳教育を重んじている市の姿勢を打ち出していきたい思いからであります。

○中嶋議長　「教育施策の柱を設定します」とあります。普通「取り組みます」等の文言がよく使われていますが、これでよいのか整理をお願いします。

○今井委員　学校教育のいじめのところで情報共有の徹底と強化とありますが、学校と教育委員会と言うことですか。

○事務局　　勿論それもありますが、学校現場でも担任だけが抱えている場合もあり、教員全員がアンテナを広げておく必要があることから、この表現といたしました。

○山田委員長　いじめが大きな問題になっていますが、一行程度の文章でよいのでしょうか。

○事務局　　いじめ防止条例も施行しておりますし、その部分を加味した文章にかえさせていただきますが、項目を増やすといじめだけが多くなってしまいますので、項目としては一つでどうかと思います。

○中嶋議長　いじめの情報共有のマニュアルは徹底できているのですね。

○事務局　　徹底しています。現場では、今起こっていることをいじめとして教師が捉えるかどうかを研修して、もっと敏感になってもらうよう取り組んでいます。校長以下、皆が情報共有することが、早期発見、早期解決に繋がると考えています。その部分がうまく機能していないのであれば、教育委員会が現場へ出向いて、協議を重ねることになります。

○山本教育長　教育施策の部分なので、これは市長部局と教育委員会部局との情報共有として理解していますが。

○中嶋議長　その点はどうですか。

○事務局　　学校現場での部分につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございますし、基本的には、市長部局と教育委員会との情報共有ということでございます。

○中嶋議長　私見ではありますが、学校から教育委員会に連絡が行くのが遅いのではないでしょうか。その判断が遅いから、私のところに先に情報が入ってくることもあり、教育委員会にフィードバックしていることもあります。その辺りの切り替えが必要ではないかと思います。学校から教育委員会への連絡が第一ではないかと考えています。

○山田委員長　「退職教職員」の文言が入っていますが、別に限らなくてもよいのではないでしょうか。

○事務局　　地域学の推進から、教員経験者は教育の現場に長くおられたので、その経験を活かしていただくということでありますが、これは生涯学習等の部分でも同じことでありますので、学校教育にだけ具体的に表し過ぎている感はあります。

○山田委員長　地域の優れた有識者ということではないのですか。

○今井委員　地域に優れた方はたくさんおられますが、子どもたちへの接し方などは、やはり教員が一番優れていると思います。このようなことから敢えて表記されていると理解しますがどうですか。

○藤田委員　地域によっては、夏休みに公民館などで、勉強を教えているところもあります。経済力で教育の格差があることを言われていますが、夏休みをどう家庭で過ごすかが課題と言われていることもあり、教員のＯＢが関わっていただけたらよいと思います。

○山本教育長　コミュニティスクールですが、運営協議会の委員が学校からの要望を受け、人材を探しているところもあると聞いています。

○事務局　　市内の地域によっては、寺子屋として夏休みに退職教員が勉強を教えている実例もあります。

○中嶋議長　文言の整理をしてください。

○中嶋議長　海外ボランティアの推進とは具体的にどういうことですか。

○事務局　　海外で活躍されているボランティアはたくさんおられますので、そういう心を持って育ってほしいとの思いを入れています。

○山本教育長　推進と書いてあるので、精神や心の話とは違うように思いますが。

○事務局　　小さいころから、人を助ける精神を大切にしてもらいたいということです。

○中嶋議長　災害教育が必要な時代に入っているのではないかと考えています。

○山田委員長　道徳教育の３つは、もう一度焦点を絞って考えてはどうですか。

○事務局　　１点目は残させていただいて、２点目はボランティア精神の育成、３点目は災害時に対応できる力強い子どもの育成で整理したいと思います。

○中嶋議長　３つ目は具体的にどういうことですか。

○山本教育長　共助、力を合わせるという教育は必要ですが、災害と道徳は結びつかないと思います。安全教育のような表現でどうですか。要は自助のことを意味しているのですから。

○中嶋議長　文言を整理してください。修正したもので、再度会議を開くことでどうですか。
他に意見がなければ、気づいた点等は事務局に報告していただくことにして、大綱の決定までにもう一度参集いただくことといたします。
これを持ちまして、議事を終わらせていただきます。